

2023年10月制度スタート!

インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士
行政書士 / CFP®

八木 正宣

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

第9回

インボイス発行事業者
の登録を受ける
免税事業者向けの
負担軽減策があります



イ

ンボイス制度は、適格請求書（インボイス）の保存を仕入税額控除の要件とする

ことで、免税事業者を締め出し、消費税の益税をなくす取組みです。

消費税の益税とは、一般の消費者が支払った消費税が国に納付されずに、免税事業者の手元に残ってしまうという、消費税制度上の問題です。

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合には、その免税事業者は課税事業者になり、消費税の納税義務が発生します。今回は中小事業者である免税事業者の急激な消費税負担を緩和するための経過措置について取り上げます。

小規模事業者は消費税の納税義務が免除される

モノやサービスを購入したときに消費税は課されます。その消費税は消費者が負担するのですが、実際に消費税を預かり国に納付するのは事業者となっています（このような税の仕組みを間接税と言います）。

したがって、消費税の計算・申告・納税などの事務処理の負担を事業者に求めることになるわけですが、その負担が大きい小規模事業者に対しては、消費税の納税義務を免除する免税事業者制度がとられています。

具体的には、基準期間（法人は前々期、個人事業者は前々

年）の課税売上高および特定期間の課税売上高等が1000万円以下の事業者は、その課税期間に納税義務が免除されます。なお、免税事業者でも「課税事業者選択届出書」を届け出ることにより課税事業者となることを選択することができます。

免税事業者は消費税の納税義務がないことから、消費税納税額の計算・申告の手続き、消費税の負担はありませんでした。ただし、インボイス制度が導入された令和5年10月以降は、取引の減少などを回避するために免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、その免税事業者は課税事業者となり、消費税の申告と納税をしなければなりません。

課税事業者が納める消費税額は、課税期間中の「課税売上に係る消費税額」から、「課税仕入れ等に係る消費税額」を控除して計算する原則課税方式が適用となります。

●免税事業者（製造業）の消費税納税額の試算例

単位：万円

項目	本体価格	原則 課税方式	簡易 課税方式	2割特例 適用
①課税売上	800	80	80	80
②課税仕入	600	60	56 ^{※1}	64 ^{※2}
消費税納税額 ①－②		20	24	16

出所：筆者作成

※1 簡易課税制度による仕入税額控除額

課税売上に係る消費税 80万円×製造業のみなし仕入率 70% = 56万円

※2 納付税額の2割特例による仕入税額控除額 (R5.10.1~R8.9.30)

課税売上に係る消費税 80万円×80% = 64万円

ただし、基準期間の課税売上高が5000万円以下である事業者は、「課税売上に係る消費税額」に業種に応じたみなし仕入率を乗じた金額を「課税仕入等に係る消費税額」とみなし

で計算する簡易課税方式を選択することもできます。どちらの方式がより消費税の納税額が有利となるかを比較検討しておきたいところですが、簡易課税方式のほうが、仕入税

額控除のためのインボイスの保存が必要など事務負担が少なく、済む点も考慮したいポイントです。

免税事業者からインボイス発行事業者の登録を受けたことにより、課税事業者となった場合、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、原則課税方式または簡易課税方式による納付税額に代えて、仕入税額控除額を課税売上に係る消費税額の80%とすることができ、経過措置が設けられています。

この特例の適用にあたっては事前の届出は不要で、消費税の申告時に選択すればよいことになっています。

納税負担を軽減する「2割特例」とは？

す。インボイス導入後は、簡易課税方式に比べて原則課税方式のほうが納税額は少なくなりま。経過期間中は売上に係る消費税の2割が納付税額となる2割特例を適用したほうが有利となります。

取引先に伝えたいポイント



- 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、消費税の納税義務が発生するが、原則課税方式か簡易課税方式のどちらが有利かを判断しておく必要がある
- 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、消費税納税額を20%とする経過措置「2割特例」が設けられており、事前の届出は不要で消費税額の申告時に選択すればよい

BB